

兵庫県公報

令和5年1月31日 火曜日 第383号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	2
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（同）	3
○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	4
○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課）	4
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	16
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 平成5年兵庫県告示第189号の3（屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等）の一部改正（都市政策課）	18
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（都市計画課）	19
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（同）	19
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	20
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部改正（会計課）	20
○ 同 上（同）	21
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（同）	21
公 告		
○ 入札公告（広報広聴課）	21

- 同 上(同) 24
- 建設業者の所在の不確知(契約管理課) 26
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課) 26
- 同 上(同) 27
- 同 上(同) 28
- 同 上(同) 29
- 同 上(同) 30
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(中播磨県民センター) 31

- 企業庁公告**
- 入札公告 31

- 選挙管理委員会告示**
- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部改正 34

- 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告**
- 漁業法に基づく指示 36

- 但馬海区漁業調整委員会公告**
- 漁業法に基づく公聴会の開催 37

- 教育委員会告示**
- 兵庫県指定重要有形文化財の指定の解除 38
- 兵庫県指定重要有形文化財の名称変更 38

- 教育委員会公告**
- 落札者等の公示 39

告 示

兵庫県告示第86号

青少年愛護条例(昭和38年兵庫県条例第17号)第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	痴漢探し 誘惑のミニスカート	新東宝映画
映 画	ボーンズ アンド オール (原題) BONES AND ALL	ワーナー・ブラザーズ映画



兵庫県告示第87号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により、申出(有効期限の更新)のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 医療法人社団董会 北須磨病院
- 所 在 地 神戸市須磨区東白川台1丁目1番地1

認定年月日	令和5年1月19日
認定の有効期限	令和8年1月18日
2 名称	國富胃腸病院
所在地	姫路市青山3丁目33番1号
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
3 名称	井野病院
所在地	姫路市大塩町汐咲1丁目27番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
4 名称	医療法人公仁会 姫路中央病院
所在地	姫路市飾磨区三宅2丁目36番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
5 名称	医療法人社団みどりの会 酒井病院
所在地	姫路市飾西421番地1
認定年月日	令和5年1月1日
認定の有効期限	令和8年12月31日
6 名称	医療法人ひまわり会 八家病院
所在地	姫路市西今宿2丁目9番50号
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
7 名称	医療法人仁寿会 石川病院
所在地	姫路市別所町別所2丁目150番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
8 名称	城陽江尻病院
所在地	姫路市北条1丁目279番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
9 名称	独立行政法人国立病院機構 姫路医療センター
所在地	姫路市本町68番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
10 名称	医療法人松浦会 姫路第一病院
所在地	姫路市御国野町国分寺143番地
認定年月日	令和5年1月10日
認定の有効期限	令和8年1月9日
11 名称	医療法人尼崎厚生会 立花病院
所在地	尼崎市立花町4丁目3番18号
認定年月日	令和5年1月29日
認定の有効期限	令和8年1月28日
12 名称	中谷整形外科病院
所在地	加古川市平岡町新在家105番地
認定年月日	令和5年1月29日
認定の有効期限	令和8年1月28日

~~~~~

**兵庫県告示第88号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称 社会医療法人三栄会 ツカザキ記念病院  
 所在地 姫路市南車崎1丁目5番5号  
 撤回年月日 令和5年1月31日



**兵庫県告示第89号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

**相野駅周辺土地改良区**

| 氏名    | 住所                  |
|-------|---------------------|
| 今井 勝  | 三田市下相野319番地16       |
| 芝野 照久 | 同 市上相野241番地         |
| 澤井 嘉宏 | 同 市下相野279番地         |
| 小南 康  | 同 市下相野328番地2        |
| 酒井 伸一 | 同 市下相野384番地         |
| 田中 弘之 | 同 市上相野125番地         |
| 勢戸 崇市 | 同 市下相野407番地5        |
| 仲西 智  | 同 市四ツ辻907番地         |
| 田中 裕子 | 同 市狭間が丘5丁目4番地4棟402号 |



**兵庫県告示第90号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                | 制限措置               |              |                           |          |           |    |           |
|-------------------|--------------------|--------------|---------------------------|----------|-----------|----|-----------|
|                   | 漁業種類               | 操業区域         | 漁業時期                      | 推進機関の馬力数 | 総トン数      | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 二見町<br>播磨町<br>東播磨 | 手繰第1種漁業<br>沖廻手繰網漁業 | 別記1の1<br>(注) | 周年                        | 別記2      | 5トン<br>未満 | 1隻 | 定めなし      |
|                   | 手繰第2種漁業<br>こぎ網漁業   | 同上           | 同上                        |          |           |    |           |
|                   | 手繰第2種漁業<br>ちんこぎ網漁業 | 同上           | 同上                        |          |           |    |           |
|                   | 手繰第3種漁業<br>石こぎ網漁業  | 別記1の2<br>(注) | 10月20日から<br>翌年5月31日<br>まで |          |           |    |           |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月31日から同年3月2日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区          | 条件  |
|-------------|-----|
| 二見町、播磨町、東播磨 | 別記3 |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 2 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 たちうおを目的として操業してはならない。
- 5 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 6 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 7 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 8 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 9 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 10 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 11 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 12 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 13 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 14 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

|    |                  |                  |                  |                  |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 期間 | 3月から4月まで         | 5月から8月まで         | 9月から10月まで        | 11月から翌年2月まで      |
| 時間 | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前4時から<br>午後8時まで | 午前5時から<br>午後7時まで | 午前6時から<br>午後6時まで |

- 15 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第91号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第6号に掲げる機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置      |              |                     |          |       |     |           |
|----|-----------|--------------|---------------------|----------|-------|-----|-----------|
|    | 漁業種類      | 操業区域         | 漁業時期                | 推進機関の馬力数 | 総トン数  | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 岩屋 | さより船びき網漁業 | 別記1の1<br>(注) | 周年                  | 別記2      | 5トン未満 | 18隻 | 定めなし      |
|    |           | 別記1の2<br>(注) | 5月20日から<br>11月30日まで |          |       |     |           |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年6月1日から同年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区番号 | 条件  |
|------|-----|
| 岩屋   | 別記3 |

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 淡路市大磯川から同市松帆、野島江崎界に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

2 淡路市松帆、野島江崎界から同市野島臺浦大石に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

|                 | 推進機関の馬力数                                                                              |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下                                                                |
| 上記以外の船舶         | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット(旧漁船法馬力数については15馬力)を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

(注) 「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 条件

1 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。

2 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

3 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内であればならない。

|       |                     |             |
|-------|---------------------|-------------|
| 火船の隻数 | 電気設備                |             |
|       | 火船1隻当たりの設備容量        | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下  | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下  |



**兵庫県告示第92号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区                | 制限措置            |                                              |      |                 |          |      |    |           |
|-------------------|-----------------|----------------------------------------------|------|-----------------|----------|------|----|-----------|
|                   | 漁業種類            | 操業区域                                         | 漁業時期 |                 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 江井島<br>二見町<br>播磨町 | たい、はまち<br>五智網漁業 | 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | たい   | 4月1日から12月31日まで  | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |
|                   |                 |                                              | はまち  | 9月15日から11月20日まで |          |      |    |           |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年1月31日から同年3月2日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和6年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

はまちを目的とする場合は、網目7.2センチメートル未満の漁具を使用してはならない。



**兵庫県告示第93号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第5号に掲げるはなつぎ網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置       |                                                                                                                                      |              |          |        |     |           |
|----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------|--------|-----|-----------|
|    | 漁業種類       | 操業区域                                                                                                                                 | 漁業時期         | 推進機関の馬力数 | 総トン数   | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 西播 | さわらはなつぎ網漁業 | 姫路市広畑東防波堤灯台と同市家島町鞍掛島灯台を見通した線以西及び香川県小豆郡星ヶ城頂上と明石市旧東播磨港二見西防波堤灯台（北緯34度41.53分、東経134度53.19分）を見通した線以北で、姫路港の港湾区域を除いた兵庫県海面。但し、共同漁業権の区域を除く。（注） | 5月6日から7月5日まで | 別記       | 10トン未満 | 52隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年4月3日から同月25日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年5月6日から令和6年5月5日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 中型まき網漁業の操業を妨げてはならない。

イ 操業に際して魚群包囲後は漁船機関の推進力を利用して曳網してはならない。また、揚網時には網船を錨で固定しなければならない。

ウ 午後4時から翌日の午前5時に至る間は操業してはならない。

別記 推進機関の馬力数

110キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）35馬力以下



兵庫県告示第94号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置 |       |      |          |      |    |           |
|-----|------|-------|------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類 | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 神戸市 | 建網漁業 | 別記（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月31日から同年3月2日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

別記 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。



兵庫県告示第95号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置    |                                |                 |          |      |    |           |
|----|---------|--------------------------------|-----------------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類    | 操業区域                           | 漁業時期            | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 坊勢 | さわら流網漁業 | 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。（注） | 4月20日から11月30日まで | 定めなし     | 定めなし | 7隻 | 定めなし      |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年3月4日から同年4月4日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月20日から令和6年3月31日までとする。

- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- ア 4月から8月に至る間は、午前5時から午後6時まで、9月から11月に至る間は、午前5時から午後5時まで操業してはならない。
- イ 身網の浮子網は、水面から5メートル以深に設置しなければならない。
- ウ 投網、揚網は、1操業日当たり1回を超えてはならない。



兵庫県告示第96号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第10号に掲げる刺し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置   |                |                |          |      |    |                                       |
|----|--------|----------------|----------------|----------|------|----|---------------------------------------|
|    | 漁業種類   | 操業区域           | 漁業時期           | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格                             |
| 森  | きす流網漁業 | 共第108号共同漁業権の区域 | 5月11日から9月19日まで | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 操業区域の漁業権の行使権を有する者又は操業区域の漁業権者の同意を得ている者 |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年4月15日から同年5月16日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 日没から日の出に至る間操業してはならない。

イ 使用する網の総延長は、400メートル以内でなければならない。



兵庫県告示第97号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第11号に掲げるひき縄漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区             | 制限措置  |         |      |          |      |     |           |
|----------------|-------|---------|------|----------|------|-----|-----------|
|                | 漁業種類  | 操業区域    | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数  | 漁業を営む者の資格 |
| 明石浦            | ひき縄漁業 | 別記の1（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 11隻 | 定めなし      |
| 洲本<br>津名<br>東浦 | ひき縄漁業 | 別記の2（注） | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 1隻  | 定めなし      |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年1月31日から同年3月2日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和7年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績を速やかに知事に報告しなければならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

（注）以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により

漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「神戸市兵庫区和田岬から姫路市的形までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く」とする。

- 2 洲本市から淡路市松帆に至る海面。ただし、共同漁業権の区域を除く



**兵庫県告示第98号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げるたこつば漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区名 | 制限措置   |                                |                                 |          |      |    |           |
|-----|--------|--------------------------------|---------------------------------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類   | 操業区域                           | 漁業時期                            | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 坊勢  | たこつば漁業 | 姫路市家島町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。(注) | 5月1日から9月30日まで及び11月15日から翌年2月末日まで | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和5年3月15日から同年4月15日まで

- 3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、令和5年5月1日から令和6年12月31日までとする。



**兵庫県告示第99号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置        |       |      |          |      |    |           |
|----|-------------|-------|------|----------|------|----|-----------|
|    | 漁業種類        | 操業区域  | 漁業時期 | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 姫路 | かさご・めばるかご漁業 | 別記(注) | 周年   | 定めなし     | 定めなし | 2隻 | 定めなし      |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和5年2月13日から同年3月16日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間  
この告示に係る許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件  
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - ア かご網の目合は8節を含みこれより大きくなければならない。
  - イ かご数は50個以内でなければならない。

別記 操業区域

姫路市大塩町、的形町、木場、白浜町、飾磨区、広畑区、大津区、網干区の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。



**兵庫県告示第100号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、法務省神戸地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和4年11月15日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区甲南町二丁目から五丁目までの全域



**兵庫県告示第101号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、法務省神戸地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（不動産登記法第14条第1項地図作成）
- 2 作業期間  
令和4年11月1日から令和5年1月31日まで
- 3 作業地域  
三木市志染町中自由が丘一丁目地内



**兵庫県告示第102号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月1日から令和5年2月28日まで
- 3 作業地域  
神戸市長田区長者町地先

~~~~~  
兵庫県告示第103号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年11月8日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
姫路市北原地内

~~~~~  
**兵庫県告示第104号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月14日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域  
新温泉町三尾地内

~~~~~  
兵庫県告示第105号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和4年11月24日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域
丹波篠山市小原地内

~~~~~  
**兵庫県告示第106号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月21日から同年12月20日まで
- 3 作業地域  
洲本市五色町鳥飼中地内

~~~~~  
兵庫県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年11月1日から令和5年3月11日まで
- 3 作業地域
尼崎市東桜木町及び開明町三丁目地内

~~~~~  
**兵庫県告示第108号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年11月10日から同年12月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市武庫之荘本町三丁目地内

~~~~~  
兵庫県告示第109号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和4年11月10日から同年12月31日まで
- 3 作業地域
尼崎市富松町三丁目地内

~~~~~  
**兵庫県告示第110号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500））
- 2 作業期間  
令和4年12月2日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域

~~~~~

兵庫県告示第111号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年11月24日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市鳴尾浜一丁目及び二丁目地内

~~~~~

**兵庫県告示第112号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加古川市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年11月28日から令和5年1月30日まで
- 3 作業地域  
加古川市加古川町寺家町地内

~~~~~

兵庫県告示第113号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（デジタル数値撮影及び写真地図作成（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
令和4年12月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域
加東市全域

~~~~~

**兵庫県告示第114号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新温泉町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年11月21日から令和5年3月24日まで
- 3 作業地域  
新温泉町釜屋地内

兵庫県告示第115号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年9月12日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市殿山町地内

兵庫県告示第116号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年9月26日から同年10月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市中島町地内

兵庫県告示第117号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和5年1月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和5年1月31日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                    |    |                 |              |    |
|--------------|------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間                                       | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>豊岡瀬戸線  | 豊岡市城崎町桃島字菊屋島1250番3から<br>同市同町同字桃山1253番2まで | 旧  | 8.0から<br>18.0まで | 71.0         |    |
|              |                                          | 新  | 8.0から<br>18.0まで | 71.0         |    |

兵庫県告示第118号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第541号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦



| 名称                      | 指定を解除する区域                 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|---------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 北五葉(3) I<br>(101070548) | 神戸市北区北五葉5丁目<br>(別図31のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図31のとおり                      |



**兵庫県告示第119号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第92号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                      | 指定を解除する区域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 逆瀬台(3) I<br>(115000171) | 宝塚市逆瀬台2丁目（別図19のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図19のとおり                      |



**兵庫県告示第120号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第703号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                          | 指定を解除する区域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------------|----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 売布きよしガ丘(2) I<br>(115000203) | 宝塚市売布きよしガ丘（別図48のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図48のとおり                      |



**兵庫県告示第121号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第938号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                     | 指定を解除する区域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 三宅(3) I<br>(110010110) | 豊岡市三宅(別図11のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |



**兵庫県告示第122号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成31年兵庫県告示第176号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名称                  | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 森井 I<br>(110050131) | 豊岡市出石町森井(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |



**兵庫県告示第123号**

平成5年兵庫県告示第189号の3(屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則に基づく知事が指定する区域等)の一部を次のように改正し、令和5年3月21日から施行する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

2(1)の表11の款を次のように改める。

|    |      |          |              |                                |                                                                                    |              |         |                                    |      |
|----|------|----------|--------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|---------|------------------------------------|------|
| 11 | 東播磨道 | 第3種禁止地域等 | 加古川中央ジャンクション | 八幡三木ランプ                        | 路端から200メートル以内の区域<br>(加古川市道加古川中部幹線2号線のうち、県道野口尾上線との交点から戸ヶ池までの路端から南側100メートル以内の区域を除く。) | 加古川中央ジャンクション | 八幡三木ランプ | 路端から200メートル以内の区域<br>(禁止地域等の区域を除く。) | 加古川市 |
|    |      |          | 八幡稲美ランプ      | 加古川市八幡町上西条地内<br>県道神戸加古川姫路線との交点 | 路端から100メートル以内の区域及び県道神戸加古川姫路線との交点の周囲100メートル以内の区域                                    |              |         |                                    | 加古川市 |

兵庫県告示第124号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、香美町山手土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
 組 合 の 名 称 香美町山手土地区画整理組合  
 事務所の所在地 美方郡香美町香住区香住870番地の1(美方郡香美町役場内)  
 設立認可の年月日 平成10年2月6日
- 2 変更認可の年月日  
 令和5年1月31日

兵庫県告示第125号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送

付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類      | 都市計画の名称       |
|-------|--------------|---------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画通路 | 1号三宮駅前通路ほか5通路 |
| 宝塚市   | 阪神間都市計画地区計画  | 安倉上池地区地区計画    |
| 明石市   | 東播都市計画交通広場   |               |



**兵庫県告示第126号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 市町の名称 | 都市計画の種類            | 都市計画の名称                  |
|-------|--------------------|--------------------------|
| 神戸市   | 神戸国際港都建設計画都市再生特別地区 | 三宮駅前第2地区                 |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画道路       | 3.5.80号都賀川三宮線ほか4路線       |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画交通広場     | 4号三宮駅前玄関交通広場ほか2広場        |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画生産緑地地区   | 有野36生産緑地地区ほか3地区          |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画公園       | 3.3.82号笹ノ尾公園             |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画緑地       | 22号木見東緑地                 |
| 同市    | 神戸国際港都建設計画地区計画     | 神戸複合産業団地地区計画             |
| 尼崎市   | 阪神間都市計画汚物処理場       | 第1号尼崎市立クリーンセンター第1工場      |
| 同市    | 阪神間都市計画ごみ焼却場       | 第1号尼崎市立クリーンセンター第1工場ほか1施設 |
| 同市    | 阪神間都市計画ごみ処理場       | 第2号尼崎市立クリーンセンター第1工場      |
| 同市    | 阪神間都市計画生産緑地地区      |                          |
| 宝塚市   | 阪神間都市計画生産緑地地区      | 安倉北2生産緑地地区ほか17地区         |
| 明石市   | 東播都市計画道路           | 3.4.534号 西明石駅南線          |
| 多可町   | 中都市計画公園            | 4.4.1号 中央公園              |



**兵庫県告示第127号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から適用する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

3の表中

「

株式会社 新生銀行

兵庫県内及び大阪府内に所在する営業所並びに本店

」

を  
「

株式会社 SBI 新生銀行

兵庫県内及び大阪府内に所在する営業所並びに  
本店

に改める。



**兵庫県告示第128号**

昭和39年兵庫県告示第332号の12（兵庫県の指定金融機関等の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年2月1日から適用する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

3の表中

「

但陽信用金庫

兵庫県内に所在する営業所

北おおさか信用金庫

同上

大阪信用金庫

同上

を  
「

但陽信用金庫

兵庫県内に所在する営業所

北おおさか信用金庫

兵庫県内及び大阪府内に所在する営業所

大阪信用金庫

兵庫県内に所在する営業所

に改める。



**兵庫県告示第129号**

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和5年3月3日から適用する。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表但馬信用金庫の項中

「

同 香住支店

美方郡香美町香住区香住

同 中山支店

豊岡市但東町中山

を  
「

同 香住支店

美方郡香美町香住区香住

に改める。

**公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月31日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

## (1) 業務件名

令和5年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」及び兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の印刷・新聞折込・運送業務

## (2) 仕様等

契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり

## (3) 履行期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで

## (4) 履行場所

兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

## (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班 藤岡

電話（078）362-3019（直通）

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和5年1月31日（火）から同年2月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和5年3月13日（月）午前10時 兵庫県庁第1号館1階B会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年3月10日（金）午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得

た額。以下同じ。)の100分の5以上の額を、令和5年3月9日(木)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和5年3月9日(木)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(土)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和5年2月14日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年4月1日(土)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Print, newspaper insert and transport of public information paper "kenmin dayori

Hyogo”

- (3) Fulfillment period:  
From April 1, 2023 through March 31, 2024
- (4) Location:  
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for indicating will to participate in tendering procedures:  
16:00 February 14, 2023
- (6) Deadline for tender:  
16:00 March 10, 2023 by mail  
10:00 March 13, 2023 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Fujioka, Public Relations Division, General Affairs Department, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
TEL (078)341-7711 Ext. 2072



**入札公告**

令和5年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和5年1月31日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 調達内容**

- (1) 業務件名  
令和5年度兵庫県広報紙「県民だよりひょうご」、兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」及び兵庫県ホームページの広告掲載業務
- (2) 仕様等  
契約担当者が示す入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所  
兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所
- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 一般競争入札参加資格**

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。



### 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県総務部秘書広報室広報広聴課地域広報班 南田  
電話 (078) 362-3019 (直通)
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和5年1月31日(火)から同年2月14日(火)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)  
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和5年3月13日(月)午前10時30分 兵庫県庁第1号館1階B会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和5年3月10日(金)午後4時までに上記(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額。以下同じ。)の100分の5以上の額を、令和5年3月9日(木)の午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。  
保険期間は本件入札の参加申込後で、令和5年3月9日(木)以前の任意の日を開始日とし、同年4月1日(土)以降を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和5年2月14日(火)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。  
イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和5年4月1日(土)までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名があること。  
キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
 要作成
- (8) 落札者の決定方法  
 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格以上であって最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

建設業者の所在の不確知

次の建設業者の所在を確知できないので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条の2第1項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同条同項の規定により公告の日から30日を経過した日をもって当該建設業者の許可を取消す。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日  
 商号 株式会社シンコウファーネス  
 代表者氏名 上原順二  
 事務所所在地 尼崎市水堂町三丁目16番9号  
 許可番号 兵庫県知事第219144号  
 許可年月日 令和3年8月30日

- 2 申出先  
 阪神南県民センター西宮土木事務所建設業課  
 〒662-0854 西宮市樫塚町2-28  
 電話 (0798) 39-1543・1545

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパーマルハチ硯町店  
 所在地 明石市硯町一丁目33番2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 株式会社マルハチエステート 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 栗花正雄

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

ア 変更前

名称 (仮称) スーパーマルハチ硯町店

イ 変更後

名称 スーパーマルハチ硯町店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|                   |                   |        |
|-------------------|-------------------|--------|
| 名称                | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社マルハチ<br>外未定3者 | 神戸市中央区大日通一丁目2番18号 | 栗花正雄   |

イ 変更後

|                      |                                         |              |
|----------------------|-----------------------------------------|--------------|
| 名称                   | 住所                                      | 代表者の氏名       |
| 株式会社マルハチ<br>株式会社スギ薬局 | 神戸市中央区大日通一丁目2番18号<br>愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 栗花正雄<br>杉浦克典 |

4 変更年月日

令和3年7月22日 ほか

5 届出年月日

令和4年12月23日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年1月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月31日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン東加古川SC (MV棟)  
所在地 加古川市平岡町土山字勝負850-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|                                                 |                                                        |                      |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------|
| マックスバリュ西日本株式会社<br>株式会社サンドラッグ<br>株式会社大吉商事<br>外2者 | 広島市南区段原南一丁目3番52号<br>東京都府中市若松町一丁目38番地の1<br>姫路市飾磨区東堀17番地 | 平尾健一<br>貞方宏司<br>山本達郎 |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------|

(2) 変更後

|                                     |                                        |              |
|-------------------------------------|----------------------------------------|--------------|
| 名称                                  | 住所                                     | 代表者の氏名       |
| マックスバリュ西日本株式会社<br>株式会社サンドラッグ<br>外2者 | 広島市南区段原南一丁目3番52号<br>東京都府中市若松町一丁目38番地の1 | 平尾健一<br>貞方宏司 |

4 変更年月日

令和4年4月30日

5 届出年月日

令和4年11月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和5年1月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月31日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター

所在地 丹波市氷上町石生牛ノ木2011番2 ほか5筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|                |                  |      |
|----------------|------------------|------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一 |
|----------------|------------------|------|

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|                |                  |      |
|----------------|------------------|------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一 |
|----------------|------------------|------|

(2) 変更後

|    |    |        |
|----|----|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----|----|--------|

|                |                  |      |
|----------------|------------------|------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一 |
|----------------|------------------|------|

|            |                   |      |
|------------|-------------------|------|
| 株式会社ヒロヒューマ | 丹波市氷上町香良字中山田614番3 | 廣田倫久 |
|------------|-------------------|------|

|             |                 |      |
|-------------|-----------------|------|
| 株式会社メディカルー光 | 三重県津市西丸之内36番25号 | 南野利久 |
|-------------|-----------------|------|

- 外1者
- 4 変更年月日  
令和2年6月10日
- 5 届出年月日  
令和4年11月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和5年1月31日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限  
令和5年5月31日
- (2) 提出先  
兵庫県まちづくり部都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 マルナカ南あわじ店  
所在地 南あわじ市志知字坂本143番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 3 変更事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 変更前
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
| 有限会社サンマルク      | 淡路市志筑2840番地の32   | 梅原良和   |
- (2) 変更後
- |                |                  |        |
|----------------|------------------|--------|
| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
- 4 変更年月日  
令和3年11月30日
- 5 届出年月日  
令和4年11月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
令和5年1月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月31日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 佐用ショッピングタウン

所在地 佐用郡佐用町佐用1060 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
| 株式会社コメリ        | 新潟市南区清水4501番地1   | 捧雄一郎   |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
| 株式会社コメリ        | 新潟市南区清水4501番地1   | 捧雄一郎   |
| 株式会社MKK        | 姫路市北今宿二丁目6番2号    | 山下隆則   |

(2) 変更後

| 名称             | 住所               | 代表者の氏名 |
|----------------|------------------|--------|
| マックスバリュ西日本株式会社 | 広島市南区段原南一丁目3番52号 | 平尾健一   |
| 株式会社コメリ        | 新潟市南区清水4501番地1   | 捧雄一郎   |

4 変更年月日

令和3年1月29日

5 届出年月日

令和4年11月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和5年1月31日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和5年5月31日

(2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年1月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
赤穂郡上郡町竹万字宮ノ西329番1、329番8、338番の一部、339番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
赤穂郡上郡町山野里字飯坂2749番35  
社会福祉法人愛心福祉会 理事長 中川裕美子
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年6月3日  
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-3号(4上郡)

企業庁公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和5年1月31日

契約担当者

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
水道用及び工業用水道用薬品の購入
  - (2) 品目及び数量
 

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ア 次亜塩素酸ナトリウム          | 1,485,000キログラム |
| イ ポリ塩化アルミニウム          | 5,039,000キログラム |
| ウ 高機能粉末活性炭（5パーセントWET） | 933,000キログラム   |
  - (3) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。  
数量は、浄水処理水量及び水質等により変動することがある。
  - (4) 納入期間  
令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）まで  
各納入場所からの指示により随時納入すること。
  - (5) 納入場所  
多田浄水場（川西市多田院字巖陰6-3 広域水道事務所）  
神出浄水場（神戸市西区神出町田井3-1 利水事務所）  
三田浄水場（三田市西野上字上通り152 広域水道事務所）  
船津浄水場（姫路市船津町字平田4552-1 利水事務所）  
市川工業用水道管理所（姫路市飾磨区妻鹿甲の甲ヶ山394-13 利水事務所）
  - (6) 入札方法  
上記(2)アからウまでのそれぞれの物品ごとに入札に付する。  
なお、入札金額は、各物品の1キログラム当たりの単価とし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

### 3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付期間及び契約条項を示す期間

令和5年1月31日（火）から同年2月16日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企業庁水道課 担当 坊垣

電話（078）341-7711 内線5444

### 4 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間

令和5年2月1日（水）から同月16日（木）まで（持参の場合は、兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 提出場所

前記3(2)に同じ。

### 5 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時

ア 次亜塩素酸ナトリウム 令和5年3月14日（火）午後1時30分

イ ポリ塩化アルミニウム 令和5年3月14日（火）午後2時10分

ウ 高機能粉末活性炭（5パーセントWET） 令和5年3月14日（火）午後2時50分

- (2) 入札及び開札の場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁西館 5階会議室

- (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、書留郵便等により送付し、令和5年3月13日（月）午後5時までに、前記3(2)の場所に必着のこと。

- (4) 入札保証金

入札書記載金額に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の額の入札保証金を令和5年3月10日（金）午後3時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (5) 契約保証金

契約金額（落札価格に前記1(2)の各数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (6) 入札者に求められる義務



ア 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類を令和5年2月16日（木）午後5時までに提出すること。

(7) 卸売業者又は小売業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造業者との間の取引を証明できる書類（製造業者の代理店証明等の原本（証明書発行権限がある者の記名押印があること。））

(i) 製造業者が入札参加希望の場合

前記1(2)の各物品の製造を証明できる書類

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和5年4月1日（土））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、契約対象となる前記1(2)の各物品の1キログラム当たりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

なお、契約代金の支払に当たっては、入札書に記載された単価に指示した数量を乗じた金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(8) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

ア 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(10) 契約書の作成の要否

要作成

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者が暴力団でないこと等の誓約書の提出があった後、契約関係書類を交付するので、落札決定後直ちに当該誓約書を提出すること。
- (3) 契約代金の支払に当たっては、契約希望金額に指示した数量を乗じた金額をその都度支払うものとする。
- (4) 詳細は入札説明書による。
- (5) 問合せ先  
前記3(2)に同じ。

#### 7 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Mizuno Hiroshi, Superintendent of Public Enterprises of Hyogo Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a. 1,485,000kg of sodium hypochlorite
  - b. 5,039,000kg of polyaluminum chloride
  - c. 933,000kg of High-Performance activated carbon powder (5%WET contained)
- (3) Delivery period: From April 1, 2023 to March 31, 2024
- (4) Delivery places:  
Tada Water Purification Plant (Waterworks Office)  
Kande Water Purification Plant (Water Utilization Office)  
Sanda Water Purification Plant (Waterworks Office)  
Funatsu Water Purification Plant (Water Utilization Office)  
Ichikawa River Industrial Waterworks Office (Water Utilization Office)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 February 16, 2023
- (6) Deadline for tender:  
The following are deadlines which are specified respectively for each group of the products described in (2)
  - a. 13:30 March 14, 2023
  - b. 14:10 March 14, 2023
  - c. 14:50 March 14, 2023Should tenders mail their bids, please make sure bids for all the items will arrive by 17:00 March 13, 2023
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms. Bougaki, Water Supply Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government  
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
Tel (078)341-7711 extension 5444

### 選挙管理委員会告示

#### 兵庫県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

表神戸市の項中

「

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 灘区文化センター   | 神戸市灘区深田町4丁目1-39-401 |
| 葺合文化センター   | 神戸市中央区熊内橋通7丁目1-13   |
| 生田文化会館     | 神戸市中央区中山手通6丁目1-40   |
| こうべまちづくり会館 | 神戸市中央区元町通4丁目2-14    |
| 神戸市勤労会館    | 神戸市中央区雲井通5丁目1-2     |

」

を

「

|            |                     |
|------------|---------------------|
| 灘区文化センター   | 神戸市灘区深田町4丁目1-39-401 |
| こうべまちづくり会館 | 神戸市中央区元町通4丁目2-14    |

」

に、

「

|           |              |
|-----------|--------------|
| 神戸ポートオアシス | 神戸市中央区新港町5-2 |
|-----------|--------------|

」

を

「

|           |              |
|-----------|--------------|
| 神戸ポートオアシス | 神戸市中央区新港町5-2 |
| 中央区文化センター | 神戸市中央区東町115  |

」

に、表養父市の項中

「

|              |               |
|--------------|---------------|
| 養父市立やぶ市民交流広場 | 養父市八鹿町八鹿538-1 |
|--------------|---------------|

」

を

「

|                |               |
|----------------|---------------|
| 養父市立やぶ市民交流広場   | 養父市八鹿町八鹿538-1 |
| ふるさとセンター「あけぼの」 | 養父市大屋町明延1152  |

」

に、表神河町の項中

「

|     |               |            |
|-----|---------------|------------|
| 神河町 | 神河町農村環境改善センター | 神河町根宇野1022 |
|     | 神河町神崎公民館      | 神河町中村10    |
|     | 神河町中央公民館      | 神河町寺前64    |

」

を

「

に、表香美町の項中

「

|        |               |
|--------|---------------|
| 下浜区公会堂 | 香美町香住区下浜286-1 |
|--------|---------------|

」

を  
「

|            |                |
|------------|----------------|
| 下浜区公会堂     | 香美町香住区下浜 286—1 |
| 香美町立香住文化会館 | 香美町香住区香住 100—2 |

」

に改める。

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告**

**漁業法に基づく指示**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、姫路市家島町地先海域に整備された播磨灘中西部地区増殖場（加島南地区）の機能の確実な発揮を図るため、令和5年1月13日に次のとおり指示した。

令和5年1月31日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会

会長 田 沼 政 男

1 指示番号

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示第1014号

2 指示事項

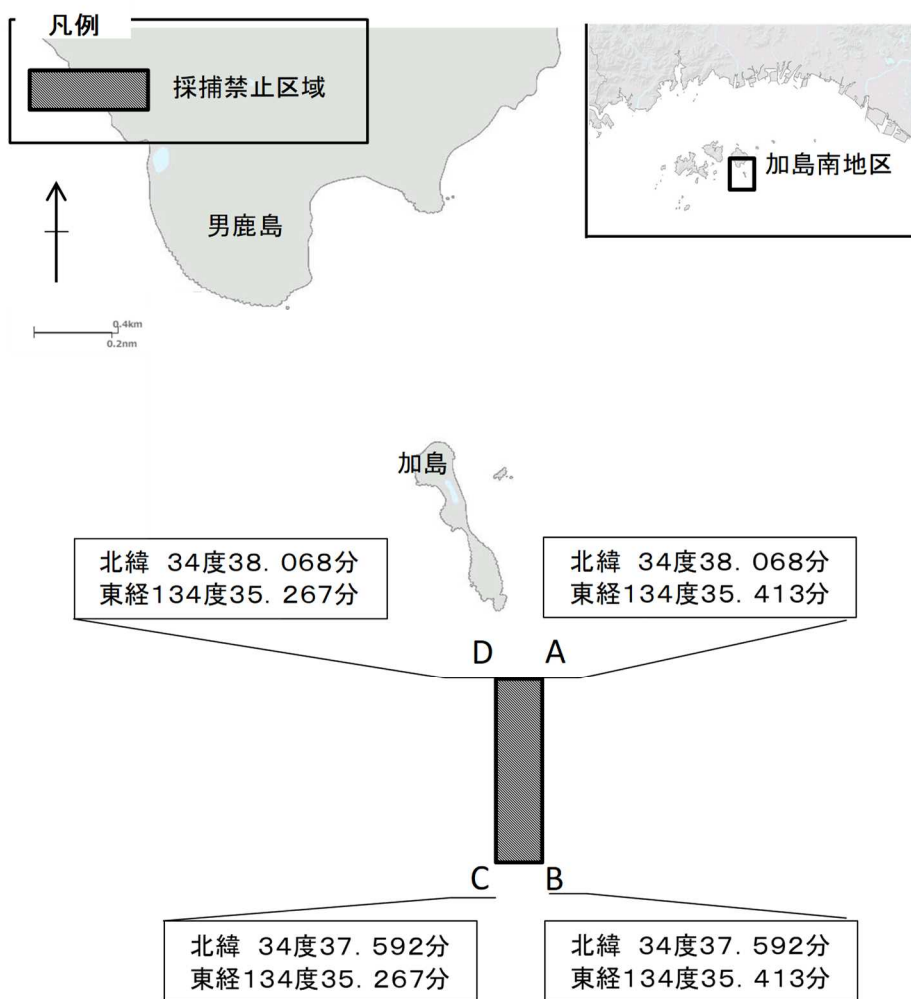
何人も、次に掲げるA、B、C、D及びAの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域においては、水産動植物を採捕してはならない。

ただし、国又は兵庫県が調査研究のためにする採捕及び兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会が公益のために必要であると認めた採捕については、この限りではない。

〈各点の位置〉

- A 北緯 34 度 38.068 分、東経 134 度 35.413 分
- B 北緯 34 度 37.592 分、東経 134 度 35.413 分
- C 北緯 34 度 37.592 分、東経 134 度 35.267 分
- D 北緯 34 度 38.068 分、東経 134 度 35.267 分

### 加島南地区



- 3 指示の有効期間  
令和5年1月13日から同年9月30日まで

### 但馬海区漁業調整委員会公告

#### 漁業法に基づく公聴会の開催

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第5項の規定により、次のとおり但馬海区漁場計画に係る公聴会を開催する。

当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人は公聴会において意見を述べることができる。

なお、公聴会で意見を述べようとする場合は、住所、氏名又は名称、年齢、職業（漁業者の場合は従事する漁業）、当該事案に関して利害関係を有する理由及び意見の要旨を記載した文書を令和5年2月10日までに、但馬県民局但馬水産事務所（美方郡香美町香住区境1126—5）へ提出すること。

また、代理人が意見を述べる場合は、代理人であることを証する書類を併せて提出すること。

令和5年1月31日

但馬海区漁業調整委員会  
会長 上田良介

- 1 日時  
令和5年2月16日（木） 午後1時30分から午後2時まで
- 2 場所  
美方郡香美町香住区境1126—5  
但馬水産事務所1階会議室

3 その他

但馬海区漁場計画案は、令和5年1月31日から同年2月16日まで次に掲げるに場所に備え置き、一般の縦覧に供する。

|              |                  |
|--------------|------------------|
| 縦覧場所         | 住所               |
| 但馬県民局但馬水産事務所 | 美方郡香美町香住区境1126—5 |

教育委員会告示

兵庫県教育委員会告示第1号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により、次の指定有形文化財が令和4年12月12日付けで重要文化財に指定されたので、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第5条第1項及び第4項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財の指定は解除された。

令和5年1月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

| 種別      | 文化財の名称                                                                                                                                    | 所在地               | 所有者      | 指定年月日      |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----------|------------|
| 重要有形文化財 | 住吉神社<br>東本殿<br>附 棟札1枚 嘉永二年の記のあるもの<br>中本殿<br>附 宮殿1棟 嘉永四年の記のあるもの<br>西本殿<br>附 棟札1枚 嘉永五歳の記のあるもの<br>拝殿<br>附 玉垣 全長101.3m<br>石積基壇 明治三十三年建設（門柱刻銘） | 加西市北条町北条字垣ノ内1318番 | 宗教法人住吉神社 | 平成29年3月14日 |

兵庫県教育委員会告示第2号

次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財の名称を、同表右欄の名称に改める。

令和5年1月31日

兵庫県教育委員会  
教育長 藤原俊平

建造物の部

| 左 欄                                                                                                                                                                                                                 |    |                         | 右 欄                                                                            |    |                   |          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----|-------------------|----------|
| 名称                                                                                                                                                                                                                  | 数量 | 関係告示                    | 名称                                                                             | 数量 | 所在地               | 所有者      |
| 住吉神社<br>東本殿<br>附 棟札1枚 嘉永二年の記のあるもの<br>中本殿<br>附 宮殿1棟 嘉永四年の記のあるもの<br>西本殿<br>附 棟札1枚 嘉永五歳の記のあるもの<br>拝殿<br>附 玉垣 全長101.3m<br>石積基壇 明治三十三年建設(門柱刻銘)<br>白鬚神社<br>附 棟札1枚 嘉永二二年の記のあるもの<br>手水舎<br>附 棟札2枚 文化五年の記のあるもの 天照皇大御神の記のあるもの | 6棟 | 平成29年3月14日兵庫県教育委員会告示第4号 | 住吉神社<br>白鬚神社<br>附 棟札1枚 嘉永二二年の記のあるもの<br>手水舎<br>附 棟札2枚 文化五年の記のあるもの 天照皇大御神の記のあるもの | 2棟 | 加西市北条町北条字垣ノ内1318番 | 宗教法人住吉神社 |

教育委員会公告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和5年1月31日

契約担当者

兵庫県教育長 藤原俊平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立御影高等学校ほか77施設で使用するガス(年間予定数量574,498立方メートル)
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地  
兵庫県教育委員会事務局財務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年12月27日
- 4 落札者の名称及び住所  
大阪瓦斯株式会社 大阪府大阪市中央区平野町4丁目1番2号
- 5 落札金額(税抜)

65,970,093円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和4年11月17日